

特定非営利活動法人 子育て・子育てサポートきらきらクラブ
障害者日中一時支援事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人 子育て・子育てサポートきらきらクラブ（以下、「当クラブ」という。）が行う高島市障がい者日中一時支援事業実施規則に基づき高島市から受託している事業について定める。

(実施)

第2条 事業の実施にあたっては、この要綱のほか、前条記載の実施規則、高島市障がい者日中一時支援事業業務委託契約書及び当該仕様書により実施するものとする。

(実施場所)

第3条 この事業の実施場所は、きらきらクラブが運営する学童保育所を実施している次の場所とする。

- マキノ施設
- 今津北施設
- 今津東施設
- 今津あいあいタウン施設
- 安曇川青柳施設
- 安曇川藤乃井施設

(開所する日および時間)

第4条 きらきらクラブは次に掲げる日以外の日において、下校時（学校の休業日にあつては、午前7時30分）から午後19時まで開所する。ただし、代表理事が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) お盆
- (4) 年末年始
- (5) 特別警報または暴風を含む気象警報の発令があつた場合
- (6) その他代表が実施できないと認めた日

(人員体制)

第5条 きらきらクラブは、事業の実施場所ごとに次の人員を定め、配置する。

- (1) リーダー 1名
- (2) 指導員 1名以上

(緊急時等における対応方法)

第6条 放課後児童支援員等は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の保護者、主治医に連絡する等の措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第7条 事業所は、非常災害に備えるため、火災、風水害、土砂災害および地震等に対処するための計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び調査・報告・連携・相談等の措置
- (2) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、支援提供中に、当該事業所職員又は利用者の保護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通告するものとする。

(苦情への対応)

第9条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情受付の窓口を決めること。
- (2) 事業所内における苦情解決のための手続きを明確化すること。
- (3) 苦情受付窓口及び苦情解決の手続きについて、利用者、職員等に対して周知すること。

2 市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。

附 則

1 この規程は、平成29年 4月 1日から適用する。